

旧電帳法 Q & A の統合作業の概要（現 Q & A との対比表）

※現 Q & A 欄・・・電：「電子計算機を使用して作成する帳簿書類及び電子取引関係」の問番号、ス：「スキャナ保存関係」の問番号

旧 Q & A との対比表														
平成28年 9 月30日以後の承認申請対応分			現 Q & A		平成27年 9 月30日以後の承認申請対応分			現 Q & A		平成27年 9 月30日以前の承認申請対応分			現 Q & A	
問	目次		電	ス	問	目次		電	ス	問	目次		電	ス
	〔通則〕					〔通則〕					〔通則〕			
1	電子帳簿保存法はどのような内容となっていますか。		1	1	1	電子帳簿保存法はどのような内容となっていますか。		1	1	1	電子帳簿保存法はどのような内容となっていますか。		1	1
2	市販の会計ソフトを使って経理処理や申告書の作成などを行っている場合には、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等は認められますか。		3		2	市販の会計ソフトを使って経理処理や申告書の作成などを行っている場合には、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等は認められますか。		3		2	市販の会計ソフトを使って経理処理や申告書の作成などを行っている場合には、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等は認められますか。		3	
3	保存義務者が国税関係帳簿に係る国税の納税者である場合及び納税者でない場合の、この法律における納税地等は具体的にどのように判定することになりますか。		37		3	保存義務者が国税関係帳簿に係る国税の納税者である場合及び納税者でない場合の、この法律における納税地等は具体的にどのように判定することになりますか。		37		3	保存義務者が国税関係帳簿に係る国税の納税者である場合及び納税者でない場合の、この法律における納税地等は具体的にどのように判定することになりますか。		37	
4	法人税に係る国税関係帳簿書類を本店のほか各事業所ごとに作成、保存している場合、各事業所の長が各事業所の所在地の所轄税務署長に対して法第 4 条第 2 項等の承認申請を行うことができるのでしょうか。		41	73	4	法人税に係る国税関係帳簿書類を本店のほか各事業所ごとに作成、保存している場合、各事業所の長が各事業所の所在地の所轄税務署長に対して法第 4 条第 2 項等の承認申請を行うことができるのでしょうか。		41	73	4	法人税に係る国税関係帳簿書類を本店のほか各事業所ごとに作成、保存している場合、各事業所の長が各事業所の所在地の所轄税務署長に対して法第 4 条第 2 項等の承認申請を行うことができるのでしょうか。		41	73
5	電磁的記録とは、どのようなものをいいますか。		2		5	電磁的記録とは、どのようなものをいいますか。		2		5	電磁的記録とは、どのようなものをいいますか。		2	
6	売上伝票などの伝票類について、電子帳簿保存法の適用はどのようになりますか。		5		6	売上伝票などの伝票類について、電子帳簿保存法の適用はどのようになりますか。		5		6	売上伝票などの伝票類について、電子帳簿保存法の適用はどのようになりますか。		5	
7	スキャン文書の保存により消費税の仕入税額控除は認められますか。			4	7	スキャン文書の保存により消費税の仕入税額控除は認められますか。			4	7	スキャン文書の保存により消費税の仕入税額控除は認められますか。			4
	〔適用要件～一般編〕					〔適用要件～一般編〕					〔適用要件～一般編〕			
8	電磁的記録等による保存等が認められない国税関係帳簿書類には、どのようなものがあるのでしょうか。		4		8	電磁的記録等による保存等が認められない国税関係帳簿書類には、どのようなものがあるのでしょうか。		4		8	電磁的記録等による保存等が認められない国税関係帳簿書類には、どのようなものがあるのでしょうか。		4	
9	国税関係書類について、課税期間の途中から電磁的記録等による保存を行うことはできますか。		6		9	国税関係書類について、課税期間の途中から電磁的記録等による保存を行うことはできますか。		6		9	国税関係書類について、課税期間の途中から電磁的記録等による保存を行うことはできますか。		6	
10	電磁的記録により保存等をしている者が、規則第 4 条第 3 項第 1 号の方式により、例えば、電磁的記録の保存開始から 3 年を経過したものについて COM により保存をしようとする場合に、承認時に直ちに COM により保存することができることとなる国税関係帳簿は、具体的にどの範囲となりますか。		30		10	電磁的記録により保存等をしている者が、規則第 4 条第 3 項第 1 号の方式により、例えば、電磁的記録の保存開始から 3 年を経過したものについて COM により保存をしようとする場合に、承認時に直ちに COM により保存することができることとなる国税関係帳簿は、具体的にどの範囲となりますか。		30		10	電磁的記録により保存等をしている者が、規則第 4 条第 3 項第 1 号の方式により、例えば、電磁的記録の保存開始から 3 年を経過したものについて COM により保存をしようとする場合に、承認時に直ちに COM により保存することができることとなる国税関係帳簿は、具体的にどの範囲となりますか。		30	
11	一課税期間分をまとめて記帳代行業者に電子計算機処理を委託し、そこで作成された電磁的記録を保存する方法は認められますか。		20		11	一課税期間分をまとめて記帳代行業者に電子計算機処理を委託し、そこで作成された電磁的記録を保存する方法は認められますか。		20		11	一課税期間分をまとめて記帳代行業者に電子計算機処理を委託し、そこで作成された電磁的記録を保存する方法は認められますか。		20	

旧Q & Aとの対比表

平成28年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以前の承認申請対応分		現Q & A	
問	目次	電	ス	問	目次	電	ス	問	目次	電	ス
12	法第4条第2項の承認を受け、国税関係書類を電磁的記録によって保存する場合、具体的にどの時点における電磁的記録を保存する必要がありますか。	28		12	法第4条第2項の承認を受け、国税関係書類を電磁的記録によって保存する場合、具体的にどの時点における電磁的記録を保存する必要がありますか。	28		12	法第4条第2項の承認を受け、国税関係書類を電磁的記録によって保存する場合、具体的にどの時点における電磁的記録を保存する必要がありますか。	28	
13	国税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を行う場合には、どのような要件を満たさなければならないのでしょうか。	7	13	13	国税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を行う場合には、どのような要件を満たさなければならないのでしょうか。	7	13	13	国税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を行う場合には、どのような要件を満たさなければならないのでしょうか。	7	13
14	貸借の勘定科目は同一で、金額をマイナスで入力する訂正の方法は、いわゆる反対仕訳の方法による訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たすこととなりますか。	21		14	貸借の勘定科目は同一で、金額をマイナスで入力する訂正の方法は、いわゆる反対仕訳の方法による訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たすこととなりますか。	21		14	貸借の勘定科目は同一で、金額をマイナスで入力する訂正の方法は、いわゆる反対仕訳の方法による訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たすこととなりますか。	21	
15	法第4条第2項の承認を受け、国税関係書類を電磁的記録により保存する場合に、その電磁的記録を出力した請求書等に手書により新たな情報を付加した上で相手方に交付した場合のその写しは、必ず書面により保存しなければなりませんか。	29		15	法第4条第2項の承認を受け、国税関係書類を電磁的記録により保存する場合に、その電磁的記録を出力した請求書等に手書により新たな情報を付加した上で相手方に交付した場合のその写しは、必ず書面により保存しなければなりませんか。	29		15	法第4条第2項の承認を受け、国税関係書類を電磁的記録により保存する場合に、その電磁的記録を出力した請求書等に手書により新たな情報を付加した上で相手方に交付した場合のその写しは、必ず書面により保存しなければなりませんか。	29	
16	入力日付をデータとしては持たない場合であっても、月次決算を行い、その月次単位でデータを保存することにより追加入力の事実が確認できる場合には、規則第3条第1項第1号口の要件を満たすこととなりますか。	23		16	入力日付をデータとしては持たない場合であっても、月次決算を行い、その月次単位でデータを保存することにより追加入力の事実が確認できる場合には、規則第3条第1項第1号口の要件を満たすこととなりますか。	23		16	入力日付をデータとしては持たない場合であっても、月次決算を行い、その月次単位でデータを保存することにより追加入力の事実が確認できる場合には、規則第3条第1項第1号口の要件を満たすこととなりますか。	23	
17	規則第3条第1項第1号口の「その業務の処理に係る通常の期間」とは、具体的にどの程度の期間をいいますか。	24		17	規則第3条第1項第1号口の「その業務の処理に係る通常の期間」とは、具体的にどの程度の期間をいいますか。	24		17	規則第3条第1項第1号口の「その業務の処理に係る通常の期間」とは、具体的にどの程度の期間をいいますか。	24	
18	国税関係帳簿については、帳簿間の記録事項の関連性を確認することができるようにしておくこととされていますが、具体的には、どのような方法をとれば要件を満たすこととなりますか。	25		18	国税関係帳簿については、帳簿間の記録事項の関連性を確認することができるようにしておくこととされていますが、具体的には、どのような方法をとれば要件を満たすこととなりますか。	25		18	国税関係帳簿については、帳簿間の記録事項の関連性を確認することができるようにしておくこととされていますが、具体的には、どのような方法をとれば要件を満たすこととなりますか。	25	
19	電磁的記録による保存等を行う場合には、ディスプレイやプリンタ等を設置することとされていますが、これらの装置の性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。	9	15	19	電磁的記録による保存等を行う場合には、ディスプレイやプリンタ等を設置することとされていますが、これらの装置の性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。	9	15	19	電磁的記録による保存等を行う場合には、ディスプレイやプリンタ等を設置することとされていますが、これらの装置の性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。	9	15
20	いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能に操作説明書と同等の内容が組み込まれている場合、操作説明書が備え付けられているものと考えてもよいのでしょうか。	16	22	20	いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能に操作説明書と同等の内容が組み込まれている場合、操作説明書が備え付けられているものと考えてもよいのでしょうか。	16	22	20	いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能に操作説明書と同等の内容が組み込まれている場合、操作説明書が備え付けられているものと考えてもよいのでしょうか。	16	22
21	電磁的記録の書面への出力に当たっては、画面印刷（いわゆるハードコピー）による方法も認められますか。	10	16	21	電磁的記録の書面への出力に当たっては、画面印刷（いわゆるハードコピー）による方法も認められますか。	10	16	21	電磁的記録の書面への出力に当たっては、画面印刷（いわゆるハードコピー）による方法も認められますか。	10	16

旧Q & Aとの対比表

平成28年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以前の承認申請対応分		現Q & A	
問	目次	電	ス	問	目次	電	ス	問	目次	電	ス
22	規則第3条第1項第5号ハの「二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること」には、「AかつB」のほか「A又はB」といった組合せも含まれますか。また、一の記録項目により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目により絞り込みの検索をする方式は、要件を満たすこととなりますか。	26		22	規則第3条第1項第5号ハの「二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること」には、「AかつB」のほか「A又はB」といった組合せも含まれますか。また、一の記録項目により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目により絞り込みの検索をする方式は、要件を満たすこととなりますか。	26		22	規則第3条第1項第5号ハの「二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること」には、「AかつB」のほか「A又はB」といった組合せも含まれますか。また、一の記録項目により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目により絞り込みの検索をする方式は、要件を満たすこととなりますか。	26	
23	国税関係帳簿書類の電磁的記録について、外部記憶媒体へ保存することとする場合の要件はどのようなものがありますか。	11	17	23	国税関係帳簿書類の電磁的記録について、外部記憶媒体へ保存することとする場合の要件はどのようなものがありますか。	11	17	23	国税関係帳簿書類の電磁的記録について、外部記憶媒体へ保存することとする場合の要件はどのようなものがありますか。	11	17
24	国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の検索機能は、現在使用しているシステムにおいて確保しなければならないのでしょうか。また、当社は、保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できませんが、問題はありますか。	12 13	18 19	24	国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の検索機能は、現在使用しているシステムにおいて確保しなければならないのでしょうか。また、当社は、保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できませんが、問題はありますか。	12 13	18 19	24	国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の検索機能は、現在使用しているシステムにおいて確保しなければならないのでしょうか。また、当社は、保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できませんが、問題はありますか。	12 13	18 19
25	国税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目において、総勘定元帳の「記載年月日」とは、いつの時点のことをいうのでしょうか。	27		25	国税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目において、総勘定元帳の「記載年月日」とは、いつの時点のことをいうのでしょうか。	27		25	国税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目において、総勘定元帳の「記載年月日」とは、いつの時点のことをいうのでしょうか。	27	
26	バックアップデータの保存は要件となっていますか。	15	21	26	バックアップデータの保存は要件となっていますか。	15	21	26	バックアップデータの保存は要件となっていますか。	15	21
27	COMにより国税関係帳簿書類の保存を行う場合、3年間の電磁的記録の並行保存に代えて、出力した書面を保存する方法は認められますか。	31		27	COMにより国税関係帳簿書類の保存を行う場合、3年間の電磁的記録の並行保存に代えて、出力した書面を保存する方法は認められますか。	31		27	COMにより国税関係帳簿書類の保存を行う場合、3年間の電磁的記録の並行保存に代えて、出力した書面を保存する方法は認められますか。	31	
28	取扱通達5-2では、COMの記録事項の検索をすることができる機能として、検索により探し出された記録事項を含むCOMのコマの内容が自動的に出力されることが必要であるとされていますが、この場合の「自動的に出力される」方法は、具体的にどのような方法であればよいのでしょうか。	32		28	取扱通達5-2では、COMの記録事項の検索をすることができる機能として、検索により探し出された記録事項を含むCOMのコマの内容が自動的に出力されることが必要であるとされていますが、この場合の「自動的に出力される」方法は、具体的にどのような方法であればよいのでしょうか。	32		28	取扱通達5-2では、COMの記録事項の検索をすることができる機能として、検索により探し出された記録事項を含むCOMのコマの内容が自動的に出力されることが必要であるとされていますが、この場合の「自動的に出力される」方法は、具体的にどのような方法であればよいのでしょうか。	32	
29	市販ソフトを使用して電磁的記録による保存等を行う場合、規則第3条のうち訂正削除の履歴の確保、帳簿間の相互関連性の確保及び検索機能の確保の要件を満たすソフトかどうかをどのように確認するのでしょうか。	3		29	市販ソフトを使用して電磁的記録による保存等を行う場合、規則第3条のうち訂正削除の履歴の確保、帳簿間の相互関連性の確保及び検索機能の確保の要件を満たすソフトかどうかをどのように確認するのでしょうか。	3		29	市販ソフトを使用して電磁的記録による保存等を行う場合、規則第3条のうち訂正削除の履歴の確保、帳簿間の相互関連性の確保及び検索機能の確保の要件を満たすソフトかどうかをどのように確認するのでしょうか。	3	
30	電磁的記録等による保存等の承認を受けようとする場合には、申請書の提出期限までに財務省令に定める要件を全て満たしていなければなりませんか。	38	71	30	電磁的記録等による保存等の承認を受けようとする場合には、申請書の提出期限までに財務省令に定める要件を全て満たしていなければなりませんか。	38	71	30	電磁的記録等による保存等の承認を受けようとする場合には、申請書の提出期限までに財務省令に定める要件を全て満たしていなければなりませんか。	38	71
〔適用要件～スキャナ編〕				〔適用要件～スキャナ編〕				〔適用要件～スキャナ編〕			
31	どのような書類がスキャナ保存の対象となりますか。	2		31	どのような書類がスキャナ保存の対象となりますか。	2		31	契約書及び領収書以外の書類であればすべてスキャナ保存の対象となりますか。	2	

旧Q & Aとの対比表

平成28年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以前の承認申請対応分		現Q & A	
問	目次	電	ス	問	目次	電	ス	問	目次	電	ス
32	当社は、従業員が立替えた交際費等の領収書について、所要の事項を整理した精算書とともに提出させていますが、このような精算書は、スキャナ保存の対象とすることができますか。また、適時入力方式の対象となりますか。		11	32	いわゆる「帳簿代用書類」は、スキャナ保存の対象とすることができますか。また、適時入力方式の対象となりますか。		11	32	いわゆる「帳簿代用書類」は、スキャナ保存の対象とすることができますか。また、適時入力方式の対象となりますか。		11
								33	スキャナ保存が認められない「契約書、領収書その他これらに準ずる書類」とはどのような書類でしょうか。	削除	削除
								34	領収書のうち、スキャナ保存が認められる受取金額が3万円未満とは、消費税相当額を含む金額により判定することとなりますか。		2
								35	月額家賃25,000円で一年契約（自動更新）の賃貸借契約書は、スキャナ保存が認められますか。		2
								36	金額の記載のない契約書及び領収書はスキャナ保存が可能ですか。	削除	削除
				33	規則第3条第4項に規定する「スキャナ」とは、どのようなものをいうのでしょうか。		5				
33	スキャナについて原稿台と一体型に限るとする要件が廃止されたので、当社は、営業担当者が私物のスマートフォンで領収書等の読み取りを行うこととして申請を検討していますが、利用機器が私物であることについて、制約はありますか。		6								
34	スマートフォンやデジタルカメラ等を使用して読み取りを行った場合、解像度について、規則第3条第5項第2号イ(1)に規定する「スキャニング時の解像度である25.4ミリメートル当たり200ドット以上」の要件を満たしていることをどのように判断するのでしょうか。		29	34	規則第3条第5項第2号(1)に規定する「スキャニング時の解像度である25.4ミリメートル当たり200ドット以上」とは、A4サイズのものだと何画素以上となるのでしょうか。		29				
35	規則第3条第5項第1号に規定する「入力する」とは、単にスキャニングするだけを行うのでしょうか。		24	35	規則第3条第5項第1号に規定する「入力する」とは、単にスキャニングするだけを行うのでしょうか。		24	37	規則第3条第5項第1号に規定する「入力する」とは、単にスキャニングするだけを行うのでしょうか。		24
36	規則第3条第5項第1号イに規定する「速やかに」とは1週間で1日でも超えたら要件違反となるのでしょうか。		25	36	規則第3条第5項第1号イに規定する「速やかに」とは1週間で1日でも超えたら要件違反となるのでしょうか。		25	38	規則第3条第5項第1号イに規定する「速やかに」とは1週間で1日でも超えたら要件違反となるのでしょうか。		25
37	規則第3条第5項第1号ロに規定する「業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行う」とは何日以内に入力すればよいのでしょうか。		26	37	規則第3条第5項第1号ロに規定する「業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行う」とは何日以内に入力すればよいのでしょうか。		26	39	規則第3条第5項第1号ロに規定する「業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行う」とは何日以内に入力すればよいのでしょうか。		26
38	会計システムのサブシステムにあるマスターデータについて、課税期間終了時点のもののみを保存することとしてもよいのでしょうか。	17		38	会計システムのサブシステムにあるマスターデータについて、課税期間終了時点のもののみを保存することとしてもよいのでしょうか。	17		40	会計システムのサブシステムにあるマスターデータについて、課税期間終了時点のもののみを保存することとしてもよいのでしょうか。	17	

旧Q & A との対比表

平成28年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以前の承認申請対応分		現Q & A	
問	目次	電	ス	問	目次	電	ス	問	目次	電	ス
49	規則第3条第6項に規定する適時に入力する方法が可能なのは、具体的にどのような書類が対象となるのでしょうか。		59	43	規則第3条第6項に規定する適時に入力する方法が可能なのは、具体的にどのような書類が対象となるのでしょうか。		59	45	規則第3条第6項に規定する適時に入力する方法が可能なのは、具体的にどのような書類が対象となるのでしょうか。		59
50	規則第3条第6項に規定する適時に入力する方法であれば、過去に遡って保存されている書類をスキャナ保存に代えてもいいのでしょうか。		60	44	規則第3条第6項に規定する適時に入力する方法であれば、過去に遡って保存されている書類をスキャナ保存に代えてもいいのでしょうか。		60	46	規則第3条第6項に規定する適時に入力する方法であれば、過去に遡って保存されている書類をスキャナ保存に代えてもいいのでしょうか。		60
51	見積書や注文書などのいわゆる一般書類（規則第3条第6項に規定する国税庁長官が定める書類）について、その書類を受領者等がスマートフォンやデジタルカメラ等を使用して読み取りを行うことは可能でしょうか。		61								
52	規則第3条第6項に規定する国税庁長官が定める書類を定める告示（平成17年1月国税庁告示第4号）について、平成28年3月に改正が行われましたが、これはどのような改正でしょうか。		62								
53	規則第3条第5項第号ロに規定する「各事務の処理に関する規程」、同項第4号の「適正な実施を確保するために必要な体制及び手続に関する規程」及び同条第6項の「事務の手続を明らかにした書類」との違いは何でしょうか。		44	45	規則第3条第5項第号ロに規定する「各事務の処理に関する規程」、同項第4号の「適正な実施を確保するために必要な体制及び手続に関する規程」及び同条第6項の「事務の手続を明らかにした書類」との違いは何でしょうか。		44	47	規則第3条第5項第号ロに規定する「各事務の処理に関する規程」と、同条第6項の「事務の手続を明らかにした書類」との違いは何でしょうか。		44
								48	規則第3条第5項第2号イ(1)に規定する読取り解像度1ミリメートル当たり8ドット以上を、dpiに換算すると203.2dpi以上となるが、200dpiの解像度で読み取ることは認められないのでしょうか。	削除	削除
								49	認定認証事業者により特定認証業務が行われる電子署名とはどのようなものなのでしょうか。		30
54	一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプとはどのようなものなのでしょうか。		31	46	一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプとはどのようなものなのでしょうか。		31	50	一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプとはどのようなものなのでしょうか。		31
55	規則第3条第5項第2号ロ（タイムスタンプ）に規定するタイムスタンプについては、「一の入力単位ごと」に付すこととされていますが、このタイムスタンプが一の入力単位ごとに検証できるものである場合には、書類種別や部署ごとの電磁的記録の記録事項にまとめて付してもよいのでしょうか。		35	47	規則第3条第5項第2号ロ（タイムスタンプ）に規定するタイムスタンプについては、「一の入力単位ごと」に付すこととされていますが、このタイムスタンプが一の入力単位ごとに検証できるものである場合には、書類種別や部署ごとの電磁的記録の記録事項にまとめて付してもよいのでしょうか。		35				
				48	平成27年度の税制改正前の電子帳簿保存法取扱通達4-27（読み取る際の意義）が廃止されています。この通達では、タイムスタンプは「スキャナで読み取った後24時間以内」に付せばよいこととされていましたが、この取扱いは改正後も同様となりますか。	削除	削除				

旧Q & Aとの対比表

平成28年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以前の承認申請対応分		現Q & A	
問	目次	電	ス	問	目次	電	ス	問	目次	電	ス
56	受領者が領収書の読み取りを行ったため、受領の日から3日以内にタイムスタンプを付しましたが、その後、経理担当者が電磁的記録の記録事項の確認を行ったところ、問題があり、再度読み取りを行うことが必要となりました。すでに領収書の受領の日から3日を経過してしまいましたが、どのように対応すればよいのでしょうか。		36								
57	市販のバージョン管理ソフトを使用すれば、規則第3条第5項第2号ニに規定する訂正又は削除の履歴の確保（バージョン管理）の要件を満たしているといえるのでしょうか。		38	49	市販のバージョン管理ソフトを使用すれば、規則第3条第5項第2号ニに規定する訂正又は削除の履歴の確保（バージョン管理）の要件を満たしているといえるのでしょうか。		38	51	市販のバージョン管理ソフトを使用すれば、規則第3条第5項第2号ニに規定する訂正又は削除の履歴の確保（バージョン管理）の要件を満たしているといえるのでしょうか。		38
58	具体的にどのようなシステムであれば、訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているといえるのでしょうか。		39	50	具体的にどのようなシステムであれば、訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているといえるのでしょうか。		39	52	具体的にどのようなシステムであれば、訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているといえるのでしょうか。		39
59	訂正削除ができないシステムでもよいのでしょうか。		40	51	訂正削除ができないシステムでもよいのでしょうか。		40	53	訂正削除ができないシステムでもよいのでしょうか。		40
60	スキャナの読取サイズよりも大きい書類を受領した場合、その書類を分割するなどしてスキャナで読み取ることでも差し支えないのでしょうか。		12	52	スキャナの読取サイズよりも大きい書類を受領した場合、その書類を分割するなどしてスキャナで読み取ることでも差し支えないのでしょうか。		12	54	スキャナの読取サイズよりも大きい書類を受領した場合、その書類を分割するなどしてスキャナで読み取ることでも差し支えないのでしょうか。		12
61	規則第3条第5項第3号は、「入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」と規程していますが、電子署名を行うことによってもこの要件を満たしますか。		43	53	規則第3条第5項第3号は、「入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」と規程していますが、電子署名を行うことによってもこの要件を満たしますか。		43				
62	受領者が領収書の読み取りを行い、その後、経理担当者が経理処理の際に必要な領収書の書面を確認することとしていますが、この場合、入力を行う者とはどの者になりますか。		42								
63	当社は、代表取締役とその妻が経理部長を務め、2人で製品製造販売を営んでいる同族法人です。この度、国税関係書類（請求書、納品書、見積書（控）、注文書）のスキャナ保存を始めようと考えていますが、規則第3条5項第4号（適正事務処理要件）に規定する「次に掲げる事項に関する規程」とは具体的にどのような規程を整備すればよいのでしょうか。		47	54	当社は、代表取締役とその妻が経理部長を務め、2人で製品製造販売を営んでいる同族法人です。この度、国税関係書類（請求書、納品書、見積書（控）、注文書）のスキャナ保存を始めようと考えていますが、規則第3条5項第4号（適正事務処理要件）に規定する「次に掲げる事項に関する規程」とは具体的にどのような規程を整備すればよいのでしょうか。		47				
64	私は、1人で建設業を営んでいます。この度、国税関係書類（契約書、領収書）のスキャナ保存をはじめようと考えていますが、1人では、規則第3条第5項第4号（適正事務処理要件）イ及びロに規定する要件を満たすことはできないのでしょうか。		46	55	私は、1人で建設業を営んでいます。この度、国税関係書類（契約書、領収書）のスキャナ保存をはじめようと考えていますが、1人では、規則第3条第5項第4号（適正事務処理要件）イ及びロに規定する要件を満たすことはできないのでしょうか。		46				

旧Q & Aとの対比表

平成28年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以前の承認申請対応分		現Q & A	
問	目次	電	ス	問	目次	電	ス	問	目次	電	ス
72	当社は、おおむね常時使用する従業員が5人であるため、小規模企業者に該当しますが、小規模企業者の特例を適用しないことは可能でしょうか。		66								
73	税務代理人が定期的な検査を行う小規模企業者の特例について検討していますが、申請書を提出する際に税務代理権限証書をあわせて提出する必要がありますか。		67								
74	私は、スキャナ保存の承認を受けている法人の税務代理人ですが、決算時には、決算の基となる書類についてチェックを行っています。小規模企業者の特例を適用する場合、これとは別に定期的な検査が必要でしょうか。		68								
〔適用要件～その他〕				〔適用要件～その他〕				〔適用要件～その他〕			
75	規則第3条第5項第6号ハに規定する「拡大又は縮小して出力することが可能であること。」とは、A4サイズの書類をA3サイズで出力できなければならないのでしょうか。		53	60	規則第3条第5項第6号ハに規定する「拡大又は縮小して出力することが可能であること。」とは、A4サイズの書類をA3サイズで出力できなければならないのでしょうか。	53	55	55	規則第3条第5項第6号ハに規定する「拡大又は縮小して出力することが可能であること。」とは、A4サイズの書類をA3サイズで出力できなければならないのでしょうか。		53
76	スキャン文書について圧縮して保存することは認められないのでしょうか。		54	61	スキャン文書について圧縮して保存することは認められないのでしょうか。	54	56	56	スキャン文書について圧縮して保存することは認められないのでしょうか。		54
77	規則第3条第5項第6号ニに規定する国税庁長官が定めるところによる方法で、4ポイントの大きさの文字を認識することが困難である場合に、解像度等はどのように設定して入力すればよいのでしょうか。		55	62	規則第3条第5項第6号ニに規定する国税庁長官が定めるところによる方法で、4ポイントの大きさの文字を認識することが困難である場合に、解像度等はどのように設定して入力すればよいのでしょうか。	55	57	57	規則第3条第5項第6号ニに規定する国税庁長官が定めるところによる方法で、4ポイントの大きさの文字を認識することが困難である場合に、解像度等はどのように設定して入力すればよいのでしょうか。		55
78	JIS X6933に準拠したテストチャートのJISにおける使用方法としては、目視試験において50パーセント超の認識ができればよいこととなっていますが、国税関係書類のスキャナ保存においても、同様に4ポイントの文字及びISO図形言語のうち50パーセント超の認識ができる設定で入力すればよいのでしょうか。		56	63	JIS X6933に準拠したテストチャートのJISにおける使用方法としては、目視試験において50パーセント超の認識ができればよいこととなっていますが、国税関係書類のスキャナ保存においても、同様に4ポイントの文字及びISO図形言語のうち50パーセント超の認識ができる設定で入力すればよいのでしょうか。	56	58	58	JIS X6933に準拠したテストチャートのJISにおける使用方法としては、目視試験において50パーセント超の認識ができればよいこととなっていますが、国税関係書類のスキャナ保存においても、同様に4ポイントの文字及びISO図形言語のうち50パーセント超の認識ができる設定で入力すればよいのでしょうか。		56
79	4ポイントの文字が認識できる各種機器の設定（読取解像度、階調、圧縮のレベル等）については、スキャナ等の各種機器の購入時に、テストチャートを使用して行ったテストの結果によるものでよいのでしょうか。		57	64	4ポイントの文字が認識できる各種機器の設定（読取解像度、階調、圧縮のレベル等）については、スキャナ等の各種機器の購入時に、テストチャートを使用して行ったテストの結果によるものでよいのでしょうか。	57	59	59	4ポイントの文字が認識できる各種機器の設定（読取解像度、階調、圧縮のレベル等）については、スキャナ等の各種機器の購入時に、テストチャートを使用して行ったテストの結果によるものでよいのでしょうか。		57
80	検索結果後の抽出されたデータを、ディスプレイの画面及び書面に速やかに出力することができれば、検索に多少の時間を要しても構いませんか。	14	20	65	検索結果後の抽出されたデータを、ディスプレイの画面及び書面に速やかに出力することができれば、検索に多少の時間を要しても構いませんか。	14	20	60	検索結果後の抽出されたデータを、ディスプレイの画面及び書面に速やかに出力することができれば、検索に多少の時間を要しても構いませんか。	14	20
〔申請手続等〕				〔申請手続等〕				〔申請手続等〕			

旧Q & Aとの対比表

平成28年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以前の承認申請対応分		現Q & A	
問	目次	電	ス	問	目次	電	ス	問	目次	電	ス
81	個人が年の中途に不動産所得を生ずべき業務を開始するため、新たな帳簿を備え付けることとなる場合に、当該帳簿について、その年から電磁的記録等による保存等を行うことができますか。また、できるとした場合に、申請書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。	34		66	個人が年の中途に不動産所得を生ずべき業務を開始するため、新たな帳簿を備え付けることとなる場合に、当該帳簿について、その年から電磁的記録等による保存等を行うことができますか。また、できるとした場合に、申請書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。	34		61	個人が年の中途に不動産所得を生ずべき業務を開始するため、新たな帳簿を備え付けることとなる場合に、当該帳簿について、その年から電磁的記録等による保存等を行うことができますか。また、できるとした場合に、申請書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。	34	
82	複数の税目に係る国税関係帳簿を同時に申請する場合には、税目ごとに申請することとなりますか。また、添付書類の提出部数はどうなりますか。	39		67	複数の税目に係る国税関係帳簿を同時に申請する場合には、税目ごとに申請することとなりますか。また、添付書類の提出部数はどうなりますか。	39		62	複数の税目に係る国税関係帳簿を同時に申請する場合には、税目ごとに申請することとなりますか。また、添付書類の提出部数はどうなりますか。	39	
83	申請書に添付する「申請に係る国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類」は、具体的にどの程度の内容を記載したものが必要となりますか。	48	77	68	申請書に添付する「申請に係る国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類」は、具体的にどの程度の内容を記載したものが必要となりますか。	48	77	63	申請書に添付する「申請に係る国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類」は、具体的にどの程度の内容を記載したものが必要となりますか。	48	77
84	領収書の写しは7月1日から、請求書の写しは8月1日から、電磁的記録等による保存を行おうとする場合、申請手続及び承認年月日はどうなりますか。	35	69	69	領収書の写しは7月1日から、請求書の写しは8月1日から、電磁的記録等による保存を行おうとする場合、申請手続及び承認年月日はどうなりますか。	35	69	64	領収書の写しは7月1日から、請求書の写しは8月1日から、電磁的記録等による保存を行おうとする場合、申請手続及び承認年月日はどうなりますか。	35	69
85	郵送により提出された承認申請書の提出日については、国税通則法第22条の規定に基づき、郵便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとして取り扱われるのでしょうか。	36	70	70	郵送により提出された承認申請書の提出日については、国税通則法第22条の規定に基づき、郵便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとして取り扱われるのでしょうか。	36	70	65	郵送により提出された承認申請書の提出日については、国税通則法第22条の規定に準じて、郵便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとして取り扱われるのでしょうか。	36	70
86	仕訳帳及び総勘定元帳のほか現金出納帳などの補助記入帳、売掛金元帳などの補助元帳を作成している場合や、本店のほか事業部若しくは支店ごとにこれらの帳簿を作成している場合で、これらの帳簿の一部について承認を受けようとするときには、申請書の「帳簿書類の種類」はどのように記載するのでしょうか。	47		71	仕訳帳及び総勘定元帳のほか現金出納帳などの補助記入帳、売掛金元帳などの補助元帳を作成している場合や、本店のほか事業部若しくは支店ごとにこれらの帳簿を作成している場合で、これらの帳簿の一部について承認を受けようとするときには、申請書の「帳簿書類の種類」はどのように記載するのでしょうか。	47		66	仕訳帳及び総勘定元帳のほか現金出納帳などの補助記入帳、売掛金元帳などの補助元帳を作成している場合や、本店のほか事業部若しくは支店ごとにこれらの帳簿を作成している場合で、これらの帳簿の一部について承認を受けようとするときには、申請書の「帳簿書類の種類」はどのように記載するのでしょうか。	47	
87	事業部又は支店ごとに国税関係帳簿を作成している場合には、その一部の事業部又は支店で作成する国税関係帳簿についてのみ承認を受けることもできることとされていますが、支店を増設したときにおいて、承認を受けている帳簿に係る電子計算機処理システムを、増設した支店に拡大したような場合には、その支店について改めて承認を受ける必要がありますか。	40		72	事業部又は支店ごとに国税関係帳簿を作成している場合には、その一部の事業部又は支店で作成する国税関係帳簿についてのみ承認を受けることもできることとされていますが、支店を増設したときにおいて、承認を受けている帳簿に係る電子計算機処理システムを、増設した支店に拡大したような場合には、その支店について改めて承認を受ける必要がありますか。	40		67	事業部又は支店ごとに国税関係帳簿を作成している場合には、その一部の事業部又は支店で作成する国税関係帳簿についてのみ承認を受けることもできることとされていますが、支店を増設したときにおいて、承認を受けている帳簿に係る電子計算機処理システムを、増設した支店に拡大したような場合には、その支店について改めて承認を受ける必要がありますか。	40	
88	スキャナ保存の承認については、「請求書等の発行先ごと」や「請求金額が100万円以下」などによる単位で受けることができますか。		72	73	スキャナ保存の承認については、「請求書等の発行先ごと」や「請求金額が100万円以下」などによる単位で受けることができますか。		72	68	スキャナ保存の承認については、「請求書等の発行先ごと」や「請求金額が100万円以下」などによる単位で受けることができますか。		72
89	法第6条第6項の規定により複数の申請書を一の税務署長に提出する場合に、添付書類は申請書の部数と同部数だけ提出しなければなりません。	42	74	74	法第6条第6項の規定により複数の申請書を一の税務署長に提出する場合に、添付書類は申請書の部数と同部数だけ提出しなければなりません。	42	74	69	法第6条第6項の規定により複数の申請書を一の税務署長に提出する場合に、添付書類は申請書の部数と同部数だけ提出しなければなりません。	42	74

旧Q & Aとの対比表

平成28年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以前の承認申請対応分		現Q & A	
問	目次	電	ス	問	目次	電	ス	問	目次	電	ス
90	グループ法人である4社が、いずれも親会社が開発した電子計算機処理システムにより国税関係帳簿を作成している場合、これらの4社の申請書を親会社の申請書の提出と同時に親会社の納税地の所轄税務署長を経由して提出することができますか。	45		75	グループ法人である4社が、いずれも親会社が開発した電子計算機処理システムにより国税関係帳簿を作成している場合、これらの4社の申請書を親会社の申請書の提出と同時に親会社の納税地の所轄税務署長を経由して提出することができますか。	45		70	グループ法人である4社が、いずれも親会社が開発した電子計算機処理システムにより国税関係帳簿を作成している場合、これらの4社の申請書を親会社の申請書の提出と同時に親会社の納税地の所轄税務署長を経由して提出することができますか。	45	
91	連結子法人3社が、いずれも連結親法人が開発したシステムにより国税関係帳簿書類の作成又はスキャナ保存を行おうとする場合、これらの3社の申請書を連結親法人の申請と同時に連結親法人の納税地の所轄税務署長を経由して提出することができるのでしょうか。	46	76	76	連結子法人3社が、いずれも連結親法人が開発したシステムにより国税関係帳簿書類の作成又はスキャナ保存を行おうとする場合、これらの3社の申請書を連結親法人の申請と同時に連結親法人の納税地の所轄税務署長を経由して提出することができるのでしょうか。	46	76	71	連結子法人3社が、いずれも連結親法人が開発したシステムにより国税関係帳簿書類の作成又はスキャナ保存を行おうとする場合、これらの3社の申請書を連結親法人の申請と同時に連結親法人の納税地の所轄税務署長を経由して提出することができるのでしょうか。	46	76
92	金融機関や酒類製造者が、電子計算機処理を行っている自社の計算センターで各支店又は各製造場に係る申請書を一括して作成した場合、法第6条第6項の規定により、その申請書を当該計算センターの所在地の所轄税務署長を経由して提出することはできますか。	43		77	金融機関や酒類製造者が、電子計算機処理を行っている自社の計算センターで各支店又は各製造場に係る申請書を一括して作成した場合、法第6条第6項の規定により、その申請書を当該計算センターの所在地の所轄税務署長を経由して提出することはできますか。	43		72	金融機関や酒類製造者が、電子計算機処理を行っている自社の計算センターで各支店又は各製造場に係る申請書を一括して作成した場合、法第6条第6項の規定により、その申請書を当該計算センターの所在地の所轄税務署長を経由して提出することはできますか。	43	
93	法人の本店は、登記簿上はA市（代表者の自宅）にあるが実体はB市にある場合に、法人税に係る国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の申請書をB市を所轄する税務署長を経由して提出することはできますか。	44	75	78	法人の本店は、登記簿上はA市（代表者の自宅）にあるが実体はB市にある場合に、法人税に係る国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の申請書をB市を所轄する税務署長を経由して提出することはできますか。	44	75	73	法人の本店は、登記簿上はA市（代表者の自宅）にあるが実体はB市にある場合に、法人税に係る国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の申請書をB市を所轄する税務署長を経由して提出することはできますか。	44	75
94	平成28年度の税制改正前の承認済国税関係書類について、この改正前のスキャナ保存の要件のままスキャナ保存をしたいのですが、手続は必要でしょうか。		81	79	平成27年度の税制改正前の承認済国税関係書類について、この改正前のスキャナ保存の要件のままスキャナ保存をしたいのですが、手続は必要でしょうか。		81				81
95	平成28年度の税制改正前の承認済国税関係書類について、平成28年度の税制改正後のスキャナ保存の要件を適用してスキャナ保存をしたい場合には、変更の届出書を提出すればよいのでしょうか。		82	80	平成27年度の税制改正前の承認済国税関係書類について、平成27年度の税制改正後のスキャナ保存の要件を適用してスキャナ保存をしたい場合には、変更の届出書を提出すればよいのでしょうか。		82				82
96	平成28年度の税制改正前の承認済国税関係書類について、平成28年度の税制改正後のスキャナ保存の要件を適用してスキャナ保存をすることとした場合、改正前の承認済国税関係書類に係る取りやめの届出書を提出することとなるのでしょうか。		83	81	平成27年度の税制改正前の承認済国税関係書類について、平成27年度の税制改正後のスキャナ保存の要件を適用してスキャナ保存をすることとした場合、改正前の承認済国税関係書類に係る取りやめの届出書を提出することとなるのでしょうか。		83				83
97	平成28年度の税制改正前の承認済国税関係書類について、平成28年9月30日に承認申請書を提出し、平成29年1月1日から平成28年度の税制改正後の要件を適用してスキャナ保存をすることとなった場合、平成28年12月31日までの国税関係書類について、保存はどのように行えばよいのでしょうか。		84	82	平成27年度の税制改正前の承認済国税関係書類について、平成27年9月30日に承認申請書を提出し、平成28年1月1日から平成27年度の税制改正後の要件を適用してスキャナ保存をすることとなった場合、平成27年12月31日までの国税関係書類について、保存はどのように行えばよいのでしょうか。		84				84

旧Q & Aとの対比表

平成28年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以前の承認申請対応分		現Q & A	
問	目次	電	ス	問	目次	電	ス	問	目次	電	ス
98	当社は、平成28年7月1日に設立された法人ですが、平成28年9月30日に平成28年度の税制改正後のスキャナ保存の要件で承認の申請書を提出することを予定しています。この申請書の「書類の保存に代える日」を平成28年9月30日とすることができますか。	削除	削除	83	当社は、平成27年6月30日に設立された法人ですが、平成27年9月30日に平成27年度の税制改正後のスキャナ保存の要件で承認の申請書を提出することを予定しています。この申請書の「書類の保存に代える日」を平成27年9月30日とすることができますか。	削除	削除				
99	当社は、平成28年7月1日に設立された法人ですが、平成28年度の税制改正前のスキャナ保存の要件で国税関係書類を保存することとしたいと考えています。平成28年9月30日に改正前の要件による保存の承認の申請書を提出しても承認を受けられますか。	削除	削除	84	当社は、平成27年6月30日に設立された法人ですが、平成27年度の税制改正前のスキャナ保存の要件で国税関係書類を保存することとしたいと考えています。平成27年9月30日に改正前の要件による保存の承認の申請書を提出しても承認を受けられますか。	削除	削除				
100	有限会社から株式会社への組織変更を行う場合、有限会社が承認を受けていた電磁的記録等による保存等の承認の効力は株式会社に承継されますか。また、組織変更を機会に新たな国税関係帳簿について電磁的記録等による保存等の承認申請をしようとする場合には、新設法人の場合の申請期限の特例の規定を適用することができますか。 さらに、個人事業者がいわゆる法人成りした場合はどうなりますか。	49 50 51		85	有限会社から株式会社への組織変更を行う場合、有限会社が承認を受けていた電磁的記録等による保存等の承認の効力は株式会社に承継されますか。また、組織変更を機会に新たな国税関係帳簿について電磁的記録等による保存等の承認申請をしようとする場合には、新設法人の場合の申請期限の特例の規定を適用することができますか。 さらに、個人事業者がいわゆる法人成りした場合はどうなりますか。	49 50 51		74	有限会社から株式会社への組織変更を行う場合、有限会社が承認を受けていた電磁的記録等による保存等の承認の効力は株式会社に承継されますか。また、組織変更を機会に新たな国税関係帳簿について電磁的記録等による保存等の承認申請をしようとする場合には、新設法人の場合の申請期限の特例の規定を適用することができますか。 さらに、個人事業者がいわゆる法人成りした場合はどうなりますか。	49 50 51	
101	当社（A社）は、B社を吸収合併し、合併以降はB社分の帳簿についてのみ電磁的記録により備付け・保存を行いたいと考えています。なお、B社は従前から電子帳簿保存の承認を受けていますが、当社は承認を受けておりません。合併以降の承認の効力についてはどうなりますか。	52									
102	取りやめの届出書は、電磁的記録等による保存等をやめようとする日の何日前までに提出しなければなりませんか。	54	79	86	取りやめの届出書は、電磁的記録等による保存等をやめようとする日の何日前までに提出しなければなりませんか。	54	79	75	取りやめの届出書は、電磁的記録等による保存等をやめようとする日の何日前までに提出しなければなりませんか。	54	79
103	システム変更があった場合には、その程度のいかんを問わず、変更の届出書を提出しなければなりませんか。	53	78	87	システム変更があった場合には、その程度のいかんを問わず、変更の届出書を提出しなければなりませんか。	53	78	76	システム変更があった場合には、その程度のいかんを問わず、変更の届出書を提出しなければなりませんか。	53	78
	〔電子取引〕				〔電子取引〕				〔電子取引〕		
104	電子取引の相手先である送信者のタイムスタンプを付与した電子取引データが送られてきた場合、受信側において何を行う必要がありますか。	56		88	電子取引の相手先である送信者のタイムスタンプを付与した電子取引データが送られてきた場合、受信側において何を行う必要がありますか。	56		77	電子取引の相手先である送信者の電子署名が行われ、かつ送信者がタイムスタンプを付与した電子取引データが送られてきた場合、受信側において電子署名を行い、かつタイムスタンプを付与する必要はありますか。	56	
105	法第10条（取引情報に係る電磁的記録の保存）により義務付けられている、電子取引の取引データの保存について、当該電子データをそのまま保存する方法と電子データを出力した書面を保存する方法との混在は認められますか。	57		89	法第10条（取引情報に係る電磁的記録の保存）により義務付けられている、電子取引の取引データの保存について、当該電子データをそのまま保存する方法と電子データを出力した書面を保存する方法との混在は認められますか。	57		78	法第10条（取引情報に係る電磁的記録の保存）により義務付けられている、電子取引の取引データの保存について、当該電子データをそのまま保存する方法と電子データを出力した書面を保存する方法との混在は認められますか。	57	

旧Q & Aとの対比表

平成28年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以後の承認申請対応分		現Q & A		平成27年9月30日以前の承認申請対応分		現Q & A	
問	目次	電	ス	問	目次	電	ス	問	目次	電	ス
106	<p>当社は、電子取引の取引情報の保存サービスの提供を受け、同サービス利用者同士の電子取引の取引情報については、同サービスにおいて保存されます。同サービス利用者は、同サービス提供者と契約し、同サービスの利用規約に定めるデータ訂正等の防止に関する条項に則りデータの訂正削除を行うこととなります。</p> <p>このようにサービス提供者との契約によってデータの訂正等を防止する方法についても、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められますか。</p>	59		89-2	<p>当社は、電子取引の取引情報の保存サービスの提供を受け、同サービス利用者同士の電子取引の取引情報については、同サービスにおいて保存されます。同サービス利用者は、同サービス提供者と契約し、同サービスの利用規約に定めるデータ訂正等の防止に関する条項に則りデータの訂正削除を行うこととなります。</p> <p>このようにサービス提供者との契約によってデータの訂正等を防止する方法についても、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められますか。</p>	59					
	[撮影タイプのマイクロフィルム関係]				[撮影タイプのマイクロフィルム関係]				[撮影タイプのマイクロフィルム関係]		
107	<p>所得税及び法人税に係る一定の書類について、4年目から撮影タイプのマイクロフィルムによる保存は、具体的にどのような書類が対象となりますか。また、その場合の検索機能は、どの程度の機能が必要となりますか。</p>	33		90	<p>所得税及び法人税に係る一定の書類について、4年目から撮影タイプのマイクロフィルムによる保存は、具体的にどのような書類が対象となりますか。また、その場合の検索機能は、どの程度の機能が必要となりますか。</p>	33		79	<p>所得税及び法人税に係る一定の書類について、4年目から撮影タイプのマイクロフィルムによる保存は、具体的にどのような書類が対象となりますか。また、その場合の検索機能は、どの程度の機能が必要となりますか。</p>	33	
	[その他]				[その他]				[その他]		
108	<p>サーバを海外に置くことは認められますか。</p>	19	23	91	<p>サーバを海外に置くことは認められますか。</p>	19	23	80	<p>サーバを海外に置くことは認められますか。</p>	19	23